

制度・運用関連の取組

2023年6月

経済産業省

通商政策局経済連携課

貿易経済協力局原産地証明室

制度・運用改善 ⑪遡及還付制度活用 of 具体的手続情報整備・明確化

- 特に機械部品等において新たな商品を輸出する際に、原産性調査に一定期間を要するため、遡及活用がなければEPAを活用できないケースがある模様。（第2回EPA活用推進会議より）。
- 一部の企業から、特に日EU・EPAの適用時の遡及還付に対する問題について指摘があったことから、経済連携課が10月から11月にかけて複数の企業にヒアリングを実施。結果、日EU・EPAの発効当初（2019年）に複数のトラブルが生じたが、現在は遡及還付が拒否されているケースは生じていないこと、一方で、EUの税関での対応が一貫していないために対応が煩雑になるとの情報の提供があった。
- これを受けて、2022年11月の日EU・EPA原産地・税関専門委員会において、経産省からEU側に対し、遡及還付制度の運用における予見可能性や一貫性の向上を要請。EU側からは、一定程度は税関によりバラツキが出るものの、なるべく統一した運用を図っていきたい旨の回答あり。
- 今後、具体的な情報を提供いただければ、引き続き日EU間の協議の場でレイズしていくこととしたい。
- 上と並行して、経産省において、EUの一部の国における関税還付を含む遡及制度の実態把握のための調査を実施（調査対象国：ドイツ、ベルギー）。

制度・運用改善 ⑪遡及還付制度活用 of 具体的手続情報整備・明確化

参考

調査項目	調査結果（概要）	
	ドイツ	ベルギー
1. 国内法令上の扱い	EUにおいては、関税の還付はEU関税法“Union Customs Code; UCC” に規定。	
2. 輸入通関時に必要とされる手続き	当初の輸入通関時に必要な手続きは特になし。	
3. 関税の納付・担保提供の要否	当初の輸入通関時は、MFN税率に則った関税を納付。その他の担保の提供等は不要。	
4. 申請に必要な情報・書類等	• 申請者（またはその代理人） • HSコード • 貨物の概要 • 還付されるべき関税額 • 特恵原産地証明書、または特恵原産地を示す原産申告文が記載されている書類 等 ※ 詳細省略。	
5. 還付申請の可能期間	輸入通関後、3年以内。ただし、FTAにおいて原産地証明書の遡及発給や遡及申告の期限 が設けられている場合は、その期限内に発給・申告を行う必要あり。	
6. 還付の申請から承認までかかる時間	当局は、還付申請を30日以内に受理し、120日以内に判断する必要あり。（更に30日間 延長可能なため、最長で180日間）。	
	一般的に、2-3か月で判断がなされる。	実務上は、還付の判断まで数か月でかかる ことがあり、また判断がなされてから実際の 支払いまでに更に数か月を要する場合もあり。
7. 日・EU EPAにおける遡及適用取 り扱い <u>※本項目については、現地進出企業へのヒアリング結 果による。</u>	ドイツにおいては、日EUEPAについて、遡 及適用を認めないという公式通知は当局か ら出されていない。	ベルギーにおいては、日EUEPAについて、 遡及適用を認めない公式通知は出されてい ないものの、協定発効当初は、日本側での 遡及適用が認められなかったことを受けて、 ベルギーにおいても、日EUEPAにおける遡 及適用を否認する事例がいくつか見られた。

制度・運用改善 ⑫輸出先税関トラブル（含：3国間FTA）への対応

- RCEP発効後、実際の運用においてトラブルが発生。
- 輸入国税関・政府に対して、外交ルート等を通じて、確認・申し入れを行い、改善を継続的に図っている。
- 引き続き、具体的な相談に対して、きめ細かく対応していく。

トラブル内容	経産省による対応	対応結果
RCEP協定で義務となっているHS2012版の番号で協定を運用していない	相談企業からのヒアリングを踏まえ、外交ルートで相手国側に確認	RCEPのPSRのHS2012からHS2022への変換作業を完了（2022年6月に合意、2023年1月から適用）
RCEPにおける日本の認定輸出者が、（相手国側に通報されているにも関わらず）輸入国税関において、通報されていないとの理由で自己申告を拒否された	相談企業からのヒアリングを踏まえ、外交ルートで相手国側に確認	申し入れ後、無事通関を確認。
輸出先国（RCEP締約国）において、協定運用のための国内通達が未整備のため特惠関税が適用されない	- 現地の大使館経由で確認。 - 経産省等より相手国当局に申し入れ。	申し入れ後、22年12月末に政令が公表。同RCEP締約国への輸出において、RCEPが利用できることとなった。

制度・運用改善 ⑬ あるべき原産証明主体の整理

- 原産品判定依頼を行うことができるのは「生産者又は原産性に係る生産情報を有する輸出者」であるが、実ビジネスでは、最終の生産者は工程の一部を請負うのみで、対象製品の部品構成・原価の全体を把握しておらず、判定依頼者として必ずしも最適ではないケースも存在。
- 経済産業省ホームページにおいて、最終の生産者に限らず、**最終の生産工程を含めて原産性を立証し得る者**であれば、判定依頼可能であることを明確化。



[Q7] 原産品判定依頼資格者は「最終の」生産者（又は輸出者）に限定されるのですか。

原産品であることを明らかにすることができる者であれば足りるので、「最終の」生産者である必要はありませんが、「最終の」生産工程を含めて原産性を立証し得る者でなければならず、発給機関から生産指図書等の提示を求められる場合があります。なお、判定時だけでなく検認時においても原産性を立証する必要があります。

制度・運用改善 ⑭原産判定基準/条件明確化

「制度・運用改善グループ」ご作成スライド

制度・運用改善 ⑭原産判定基準/条件明確化

課題認識/目的

申請者の「理解のばらつき」や判定事務所の「運用のばらつき」による手戻り。

- 複雑なサプライチェーンを持つ自動車関連企業では、標準化による予見性向上が有効。
⇒ 他の判定事務所では根拠資料を流用できないことで原産品判定を諦めることも
- 各担当者の理解を統一できれば、申請・判定の予見性向上に繋がり得る。
- 経済産業省ガイドライン項目の目的と記入方法を具体例示することが有効。

利活用を阻む具体事例	生産者 根拠資料 判定事務所 A地域 判定結果 OK B地域 情報が不足 NG 同一根拠資料でも判定事務所でOK・NGのばらつき有	生産者 根拠資料 地元の判定事務所 申請者（顧客） 判定事務所 A地域 判定結果 OK B地域 情報が不足 NG C地域 情報が不足 NG 拒否 修正依頼 生産者の地元判定事務所と異なる要求に対し拒否されるケース有
	効果期待	・標準化により生産者（証明者）の負担軽減と品質向上の側面からの利活用促進向上 ・標準外の情報・運用を求める際には「理由を明らかにする」事で相互理解、品質向上へ繋がる
スケジュール	自動車業界 素案12社合意 現在 利活用推進 メンバーで議論 素案 合意 証明室・日商 ・判定事務所調整 利活用推進 メンバー最終合意 目標：24/1～ 公開・活用etc 他業界 へ紹介	

制度・運用改善 ⑩累積活用の具体的手続整備 【継続議論】

第2回 EPA活用推進会議の森脇氏資料より抜粋

制度・運用改善分野 ⑩ 累積 活用の具体的手続き整備				
現 状	・国や地域を跨いだサプライチェーンが拡大する中、<u>累積制度は有効</u>。 一方で<u>必要根拠資料が不明確な為、リスクを勘案し活用がほとんど出来ていない</u> ・<u>第3者証明制度</u>では、<u>必要根拠資料は</u>日本輸入時に通常必要とされない該当構成品の「<u>相手国が発行する原産地証明書</u>」とされており、<u>活用に向けたハードルは極めて高い</u> ・他方、<u>自己証明制度</u>の場合（各企業の責任において）原産地証明書でなく、「<u>サプライヤ証明書</u>」で<u>良い</u>との見解もあり、証明方式により根拠書類が異なることへの<u>合理性に疑問</u>			
課 題	・累積制度の活用促進に資する <u>必要根拠資料が不明確</u> ・累積用原産判定申請に係る <u>具体的手続きが確立されていない</u>			
対策案	✓ 累積制度活用促進にむけた<u>手続き簡素化を官民共同で再検討</u> 参考）自動車業界における過去取り組み 2022年3月 必要根拠書類につき、経産省／日商／自動車業界で議論するも、 問題解決までには至らず			
効 果	☒ 利活用率向上	☐ 精度向上	☐ 工数低減	☐ リードタイム短縮

⇒ 産業界からの具体的な要望に応じて、随時、議論予定。

第2回 EPA活用推進会議の森脇氏資料より抜粋

制度・運用改善分野 ⑮ より利活用しやすい原産地規則・手続のあり方				
現 状	・原産地規則は、証明の難易度を左右する最大の要素。 <u>証明困難なルールが協定に織り込まれた場合、E P A利活用促進の阻害要因</u> となり得る。			
	・ <u>どのようなルールが証明困難かは、</u> 個社や業界レベルでは既に一部議論されているものの、 <u>官民共通の知見として認識されるには至っていない</u> * 証明困難な原産地規則の一例（自動車の場合） 完成車 … 日メキシコ協定 VA65 自動車部品 … 日インド協定 VA&CTC ・また証明制度（第3者証明／自己証明／認定輸出者）各々のメリデメについても、 共通認識を持つまでに至っていない			
課 題	・ <u>現場実態を踏まえた「原産地規則の目利き」が出来ていない</u>			
対策案	✓どのような原産地規則が証明しやすい（し難い）かを、 <u>官民共通の知見として取りまとめ</u>			
	✓今後の新規協定や既存協定の改定時において、 <u>上記知見をベース情報として相手国との交渉に活用</u>			
効 果	■ 利活用率向上	□ 精度向上	■ 工数低減	■ リードタイム短縮

⇒ **産業界からの具体的な要望に応じて、随時、議論予定。**